

渡嘉敷村でも

一部手続でオンライン申請がはじまります！

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで下記の届出が可能です。

詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。

マイナポータルのサイトはこちら ⇒ <http://myna.go.jp/>

令和5年2月6日からオンライン申請できる手続

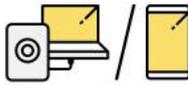
- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ①児童手当特例給付 認定請求書 | ③児童手当特例給付 氏名・住所等の変更届 |
| ②児童手当特例給付 額の改定の請求及び届出 | ④児童手当特例給付 受給事由消滅届 |
| | ⑤妊娠届出書 |

マイナポータルを使うための3ステップ



Step 1

ご自身のマイナンバーカードと、登録した利用者証明用電子証明書パスワード（4桁）を用意



Step 2

パソコン・ICカードリーダータもしくはスマートフォンを用意



Step 3

利用者登録を行う

既に利用者登録を済ませている方は、この作業は必要ありません。

※一部機能は、ログイン不要で利用できます。



マイナポータルのサイトから、「手続の検索・電子申請」を選択



オンライン申請で必要となるもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの4桁の暗証番号
- ・マイナポータルで利用者登録した際に登録したID（登録したメールアドレス）
- ・マイナポータルで利用者登録した際に登録したパスワード

令和5年2月6日からは引越しワンストップサービスも始まります！

転出届はマイナポータルからも可能に！

このサービスを利用すれば、転出にあたり村役場への来庁が原則不要となります。

日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。